



平成 27 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドウイン
代表者名 代表取締役社長 西田 明男
(コード番号 8111 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
管理本部長 二川 清人
(TEL 03-3481-7203)

株式給付信託 (J-ESOP) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 5 日付で「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表しましたが、本日開催の当社取締役会において、本信託の設定時期、金額等の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 2,025,153 株 (平成 27 年 1 月 30 日現在)のうち 2,000,000 株 (1,266,000,000 円) を資産管理サービス信託銀行株式会社 (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託について

- (1) 名 称 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 信託の目的 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
- (3) 委 託 者 当社
- (4) 受 託 者 みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (5) 受 益 者 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (6) 信託管理人 従業員の中から選定します
- (7) 信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (8) 信託契約日 平成 27 年 3 月 2 日 (予定)
- (9) 信託設定日 平成 27 年 3 月 2 日 (予定)
- (10) 信託の期間 平成 27 年 3 月 2 日 (予定) から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託設定日において当社が信託する金額 (予定)

1,266,000,000 円

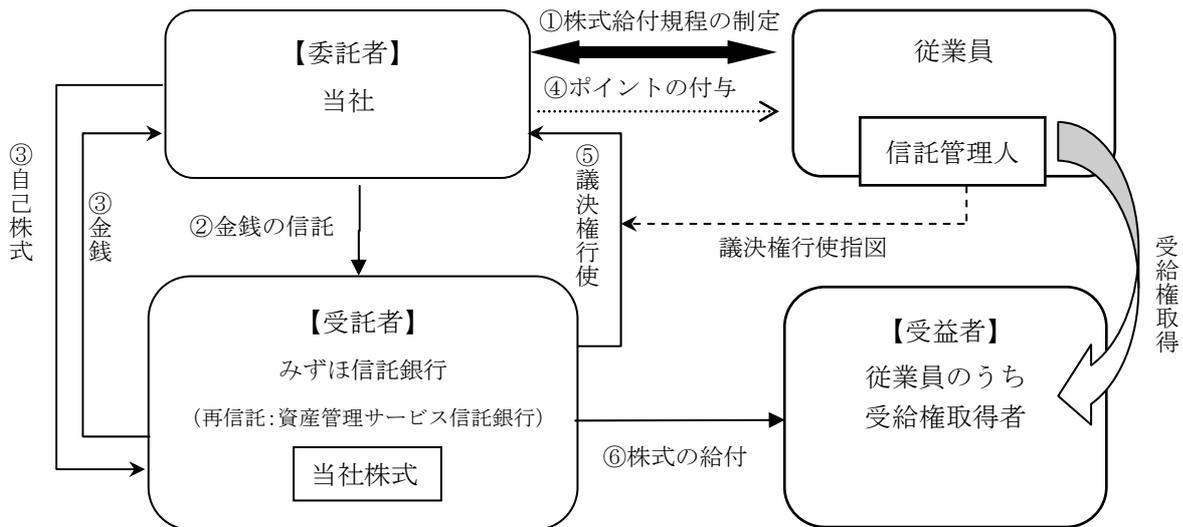
3. 本制度の仕組み

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<株式給付信託の概要>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭等により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上